

# 札幌市子どもの権利条例検討会議

## 第10回検討会議

### 会 議 録

日 時 : 平成20年1月16日(水) 18時30分開会  
場 所 : S T V 北 2 条ビル 6階 1 ~ 3号会議室

## 1. 開 会

座長 定刻となりましたので、本年に入って初めてとなる第10回目の検討会議を開催いたします。

委員の皆様、本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

本日の会議でありますけれども、現在のところ、8名の委員の方が出席しております。これは、委員の過半数が出席しているということになりますし、少なくとも3名の方は間もなく来られると思いますので、ただいまからこの会議の議事を進めさせていただきたいと思ひます。

まず初めに、事務局の方から連絡事項はありますでしょうか。

事務局（子ども未来局大古課長） 本日、使用いたします資料でございます。

座長から答申案をお示しいただきましたので、本日はそれを資料3ということでお配りしております。

私の方からは以上でございます。

座長 どうもありがとうございます。

## 2. 議 事

座長 それでは、本日は、この答申案を順に見てまいりたいと思ひますけれども、その前に、この答申案全般のつくりと、今後の検討会議の進め方につきまして簡単にお話させていただきますと思ひます。

最初に、この答申案のつくりについてですけれども、答申案を1枚めくって目次のところをごらんいただければと思ひます。

この目次のところに「はじめに」と記載されております。ここでは、答申を示すに当たっての私の考え方などについて簡単に触れたいと思っております。この部分は、作成次第、皆様にお示しいたしますので、それまではお待ちいただければと思っております。きょうまでには間に合いませんでした。

次に、 の当初の条例案に対する基本的な考え方という項目であります。

ここでは、答申書の作成に当たっての経過などを述べた後、当初の条例案に関する基本的事項に関する整理ということで、条例の名称や大人の役割など、さきに挙げておりました4点の項目についての考え方を述べていきたいというふうに思ひます。

次に、 の子どもの権利侵害からの救済制度の設置という項目です。

ここでは、子どもの権利侵害などの状況や救済制度の必要性、制度設計、組織のあり方、制度導入に当たっての留意事項というものをそれぞれ示したいというふうに考えております。

最後に、 でありますけれども、参考資料として我々検討会議の委員名簿のほか、当初の条例案に対する検討会議で出された意見、あるいは、救済制度の検討に当たっての意識調査の結果などを盛り込んでいきたいと思っております。

答申案全般の構成はこのように考えておりますので、ご了解をいただきたいと思います。次に、今後の進め方について申し上げます。

本日は、この答申案のうち、主に の当初の条例案に対する基本的な考え方について確認していきたいと考えております。これで、本日の作業はほぼ終わりになるかと思っております。

そして、次回は今月の25日金曜日を予定しておりますが、そこでは、主に救済制度の部分について答申案の確認をしていきたいと思います。

その上で、さらに今月の31日木曜日に会議の予定をしておりますけれども、ここでは答申全体について最後の確認ができればというふうに考えております。

そういうことで進めていきたいと思いますが、その際に皆様にお願いがございませう。

この答申案は、ボリュームが結構ございませうので、限られた日程の中で円滑な会議運営を図っていくためには、本日の会議が終了しました段階で、特に救済制度に関する部分を含めて、残された項目について修正案、あるいは、疑問点がある場合については来週の中ごろまでに事務局にその案を提出していただきたいということでございませう。

その場合、私の方で25日の検討会議で取り上げる項目を整理させていただき、その項目を中心に25日の検討会議を開催したいというふうに思っております。さらに、細かい文言に関する修正につきましては、私の方でさせていただきます。

そういうことを踏まえて、31日の検討会議では、それらについての最後の確認をしていただきたいと考えております。

そういうことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

座長 それでは、本日の会議も含めまして、基本的には全体会議の中では、大きな方向性にかかわるものなどについて意見をいただくことにいたしまして、積み残しの分、あるいは、細かい文言修正など、お寄せいただいた意見につきましては、私の方で預かるという形にさせていただければと思っておりますので、ご協力のほどをよろしくお願いしたいと思います。

それでは、議事に入っていきたいと思っております。

本日は、先ほど申し上げましたように、まず、当初の条例案に関する修正等につきましては、検討を行っていききたいと思っております。

なお、言い忘れませうけれども、1と2の部分は、ここで答申案をまとめていくに当たりましては、この会議の中で話し合われたことについての最大公約数に当たるものをこの案にまとめさせていただきませう。そういうことから、私の案に関しましては、ここに書かれていることが最大公約数に当たるものではないと、認識がどうも違うのではないかとというようなことを指摘していただければと思っております。それを中心にやっていききたいと思っております。これは全く一方的なものになっているのではないかとか、私の認識違いではないかといったことを特に中心にして指摘していただければというふうに思っております。

それでは、検討を行っていききたいと思っております。

初めに、答申案の1ページをごらんください。

ここでは、1、答申書の作成に当たってということで、条例の制定に向けた札幌市のこれまでの経過を記載しております。そして、2ページ目には、検討会議における議論というものを挙げております。

これらにつきましては、文言修正等がある場合には、後日、事務局に出していただければと思っております。

続いて、2ページの中ほどにあります(3)当初の条例案に対する基本的な考え方という項目についてであります。

ここでは、第2段落に書かれておりますように、当初の条例案というのは、多くの市民の意見をもとにして策定された経緯があること。さらに、前回、成立に至らなかった要因は、子どもの権利そのものを否定するということにあったわけではなくて、子どもの権利乱用が生ずるおそれがあり、そのようなことが原因で混乱が生じるのではないかという懸念が払拭されていないというものであったことなどを述べました上で、続いて、3ページの最初の段落に書かれておりますように、条例案の見直しを行うに当たっては、当初の条例案を最大限尊重した上で、条例の大筋の部分について修正あるいは新たな視点を加える必要がある項目などを中心にいたしまして意見を述べていくことにしたいという記載の仕方になっております。

そういったことから、次の段落で示しておりますように、答申案では、さきに議論になりました4点の項目を取り上げることにし、それ以外の検討項目につきましては、大分飛びますけれども、29ページに参考資料ということで掲げておりまして、そこに検討会議における意見をそれぞれ項目ごとに記載する形になっております。そして、このようなことも今後の参考にしていただきたいという形でまとめております。

ここまでのところはよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

座長 なお、参考資料の29ページにつきましては、ご意見がある方もいらっしゃると思えますけれども、まず、本日は、次に記載している4点の項目を先に見ていくことにしたいと思えますので、ご了承ください。

それでは、続きまして、2の当初の条例案の基本的事項に関する整理のうち、まず、(1)の条例の名称についてから見ていくことにしたいと思います。

ここでは、検討会議における議論として、まず、第1段落目で条例の名称に権利という言葉を用いることは共通の認識であるけれども、その上で、権利だけに重点を置くのではなく、育成や成長の大切さもあわせて表現することができないかという修正意見が上げられていました。

それに対しまして、2段落目におきましては、権利と育成という言葉を併記するということは、子どもが権利の主体であるという条例の趣旨からするとなじまないのではないかという意見などが出されたことを記載しております。

そうした上で、最後の段落に参りまして、条例の名称は条例の内容を簡潔に、かつ、的確にあらわすことが要請されるものであり、ほかに権利と並び立つ概念は考えにくいことから、子どもの権利を保障するという趣旨を表現する上で、当初の条例案で用いた子どもの権利条例という名称を変更する必要はないと考えられる、このようにまとめられています。

この点について、皆さん、よろしいでしょうか。

A委員 確認です。

最後にある子どもの権利条例という名称ですが、最初に出てきたものは「権利に関する」という言葉が入ってございましたけれども、このあたりについては略称という形になりますか。それとも、これが正式ですか。

座長 略称です。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

座長 なければ、条例の名称についてはこのようにさせていただきたいと思います。

それでは、続きまして、4ページに入ります。

ここでは、子どもの権利を保障する上での大人の役割について示しております。

ここでも、先ほどと同じように、まず検討会議における議論の概要を示しております。

初めに、第1段落目では、修正意見として、子どもの権利を保障する上での大人、特に、第一義的な責任者としての保護者の役割を再認識する必要があるため、例えば義務という言葉を用いるなどとして強調すべきではないかという意見が出されておりました。また、子どもの権利保障は、大人がその役割を果たさずしては十分に実現されないこと、条例案第12条で定める「支援」という表現だけでは、その文言の持つイメージから、指導をちゅうちょしてしまうという懸念があるなどの意見が出されたことなどを2段落目から3段落目にかけて挙げております。

その中で、修正案に挙げられたような、例えば「義務」という表現を用いてはどうかということに対しては、一般に、法で義務と表現する場合は慎重にしなければならないということに記載しております。

そして、最後に結論といたしまして、子どもとの深いかかわりということからすると、保護者の役割を記載している第12条に対して、第1項の「支援」という表現に加えて「指導」や「助言」といった具体的な文言を例示的に示すなども考えられるのではないかとこのようにまとめております。

そういった内容になっておりますけれども、ここにつきましてご意見を伺いたいと思います。

この点につきましては、議論の中で修正意見を出されましたB委員あるいはA委員から何かご意見があれば出していただきたいと思います。

B委員 最大公約数ということですので、私は、こういうふうに書いていただければ、

それが最大公約数だったのだというふうに感じています。

A委員 私も同じです。

C委員 修正意見のそもそもの出発点が保護者、大人の担う役割ということから、義務や責任という言葉で明記、強調してはどうかという趣旨だったと思うのです。

このまとめの3段落目ぐらいから、子どもの権利の乱用やわがままという議論になってきていて、ちょっと次元が違う議論が一つの項目の中で出てきているのではないかという印象を持ちます。

それから、義務、責任というところから出発しているのだけれども、支援という言葉に指導、助言等の言葉を入れることについては、指導という言葉はどうも大人の権利的な印象があるのです。言葉の持つイメージとして、指導するというのは、上からの目線で、むしろ権利の制限に結びつくようなイメージを持つ言葉なのではないかという感じがします。指導という言葉を入れるということが議論の最大公約数だったかどうかは私も記憶がはっきりしていないのですけれども、議論の流れの中で、義務、責任の議論から出発していて、子どもの権利の乱用、わがままを抑えなければならない、そのためには大人の指導が必要であるというのは、議論の流れがすっきりと落ちないのです。

指導という言葉についてはどうなのかという印象があるのですが、それは議論の蒸し返しだということになれば引きますけれども、私としてはそういう印象を持っております。

座長 今のC委員のご意見は、指導や助言といった言葉をはっきり出すことは果たしてどうなのかという疑問も含めてですか。

C委員 助言という言葉には余り抵抗感はないのですが、指導という言葉については、大人の権利というか、高圧的に感じられるという印象を持っています。

ですから、ここで具体的に言えば、今、第4章第12条の工夫ということで検討しているわけですから、支援という言葉に、助言はいいけれども、指導という言葉を入れるのはどうかと、ちゅうちょする感じがあるということです。

座長 今の点はどうでしょうか。

私は、さほど問題ないだろうというふうに思っております。

B委員 それぞれの言葉に対する感覚の違いはこの会議の中でもずっと問題になってきたことだと思うのです。たしか、このあたりのことについては私もお話ししたと思うのですが、ユニセフの子どもの権利条約の条文の「親は、子どもの心やからだの発達に応じて、適切な指導をしなければなりません。国は、親の指導する権利を大切にしなければなりません」という文言を例に指導という言葉を出させていただいたと思うのです。

ですから、C委員の感覚ではそういうふうに思われるのかもしれませんが、私は指導という言葉は決してそういうものではないというふうに感じていますし、多くの人もそういうふうに思っているのではないかと、最大公約数で言えばというふうに感じています。

C委員 私としても、どうしてもこの指導という言葉がもってのほかだと主張するつもりは全然ないのです。ただ、私の印象を最後にお話しさせていただいたというふうに受け

取っていただければよろしいです。

D委員 僕の言葉の感覚で言いますと、学校に生活指導部がありますね。それは生徒の生活を指導する担当の先生がおられるところでありまして、特別、指導という言葉が厳しい法的色彩を持った言葉には感じないので、入っていてもいいのではないかというのが僕の意見です。

座長 最後に、私から簡単に言わせていただきますと、我々、法の世界で指導・助言に対抗する言葉として指揮、監督という言葉があるのです。指揮、監督という言葉は、はっきりとした権限で上から見ているということになるのですけれども、指導・助言という言葉に関してはほぼ横の関係で見ているのだという考え方がされておりますので、そういった意味でも問題はないだろうというふうに私は考えております。

例えば、イギリスの教育学者の名前を挙げて申しわけないのですが、キャンデルという高名な方がおられまして、その方も指導という言葉在教育の場で使うのは何ら問題はないだろうというふうにおっしゃっています。

ほかによろしいでしょうか。

E委員にお伺いします。

保護者の役割ということがここに示されているわけでありまして、そういうこととの関係で言いますと、こういう文言で問題はないというふうに考えられておりますでしょうか。

E委員 問題ないと思います。

親の立場からすると、まず、保護者として子どもをどう守っていくかということだと思うのです。今回の権利に関しても、どちらかという、権利よりも先に保護し、今のような指導で導くという方が親としては責任があると感じますので、特にこの文言で問題はないと思います。

座長 それでは、2番目の点についてはよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、5ページになりますけれども、子どもの権利行使に伴う制限について見ていきたいと思っております。

子どもの権利行使に伴う制限についてですけれども、初めに、修正意見といたしまして、第2条第2項の他人の権利を尊重しなければなりませんという文言、規定だけでは公共に対する配慮について読み取りにくい、相手の心を思いやる、他人に迷惑をかけないといった制限規定を盛り込むべきではないかという意見が出されておりました。

それに対しまして、他人の権利を尊重するという文言が最大の制限をあらわしているのだといったことから、公共に基づく制限を加えることはかえって権利の保障に弊害が生じるおそれがあるという反対意見が出されたことなどを挙げております。

そして、第3段落目に、一般に人権というものはより弱い立場にある側の人権が侵害さ

れやすいということが言えるということです。例えば、権利行使に対する公共の福祉による制限を盛り込んだ場合は、解釈のされ方によっては人権の保障が損なわれるおそれすらあることなどを記載しております。

しかしながら、第4段落目にありますように、実際の生活においては、個々の調整の結果でき上がってきた社会のルールを守らなくてもよいということではなく、むしろ、規範意識というものを権利行使の経験を通してはぐくんでいくことも大切ではないかというふうにまとめております。

そういったことから、最後に結論として、条例の意図するところを市民に広く求めていくという意味からすると、条例全体の理念をあらわす前文あたりでただいま述べたような規範意識をはぐくんでいくといった趣旨を表現してもよいのではないかというふうにまとめているわけです。

それでは、この部分につきましてご意見を伺いたいと思います。

この点についても、修正意見を出されましたB委員、A委員からお考えをお伺いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

A委員 規範意識という言葉は非常に大事なものではないかと私は思っております。

権利行使の経験を通してという言葉で表現してありますけれども、規範意識というのはもっと上にあるような言葉ではないかというふうに思っております。より規範意識をはぐくんでいくということが大切ではないかといふふうに思っております。

座長 B委員はいかがですか。

B委員 私はここを強くお願いした一人ですけれども、座長がまとめてくださった、「一般に人権というものは」という文言について、皆さんが懸念されていることを理解しましたので、最大公約数としては、前文にこういう趣旨のことが書かれて、子どもたちが権利行使をするに際して、それを乱用しないというしっかりとした意識の中で責任を持って行使していくという部分について触れていただけるということで、こういうところかなと感じています。

座長 先ほど、2の部分では必ずしも最大公約数になっていないのではないかとおっしゃっていたC委員は、この部分についてはどうでしょうか。

C委員 必ずしも最大公約数にはなっていないとは言っていないのですよ。最後に意見を述べさせていただきたいと言っただけです。

ここは異論はございません。

座長 ほかの委員の方はよろしいでしょうか。

B委員 一つだけです。

座長案の「もちろん」の後で、実際の生活において、個々の調整の結果でき上がってきた社会のルールというような言い方があります。細かい表現になるのかもしれませんが、規範意識というものが必ずしも権利の行使の経験を通してのみ育つのではないということをおっしゃっているのだと思うのですけれども、そのあたりの表現について、この

後、少し工夫していただければというふうに感じます。

座長 ほかによろしければ、次に進ませていただきたいと思います。

なお、今、おくれて2人の方が来られました。

今は、の当初の条例案に対する基本的な考え方の部分について話をしてまいりました。

このうち、条例の名称、子どもの権利を保障する上での大人の役割、権利行使に伴う制限について見てまいりました。そして、これら三つにつきましては、この答申案の考え方によろしいだろうという結論を得ました。そこまで終わりましたので、経過を説明しておきます。

それでは、続きまして、6ページの意見表明権の規定について入らせていただきます。

初めに、修正意見としまして、意見を表明することによって不当な不利益を受けないという趣旨を盛り込むべきだという意見が出されたこと、また、この修正意見に対して、表現の自由など他の権利とのバランスを考慮する必要があるといった意見などが出されたことを記載しております。

その後、意見表明権は不当な干渉を受けやすい権利であり、あらゆる子どもの権利が保障されることにもつながる重要な権利であります。一方では、そもそも子どもの権利の保障という場合には、生まれながらにして持っている権利を保障するということをあらわしており、それ自体に権利行使に伴って不当な不利益を受けることになってはならないという意味も当然に含むものであるというふうに2段落目から3段落目にかけてまとめております。

また、4段落目でありますけれども、そこにおきましては、個別の条文に対し不当な不利益を受けないというただし書きを設けることになれば、反対に、その点について何も述べていない個別の条文との関係でアンバランスを生じることになるというふうに記載しております。

これらのことから、修正案で示しているような文言の追加は行わないことが望ましいと考えられます。こういった趣旨のことは、さまざまな広報媒体を通して、子どもに対して意見表明によって不当な不利益を受けることはないのだというメッセージを送り、また、大人に対しても意見表明権を保障することの大切さについての理解を広めていく必要があるというふうに最後の段落でまとめております。

それでは、この部分に関しまして、ご意見を伺いたいと思います。

D委員 この意見表明権に修正案を出させていただいたのは僕なので、僕の方から言わせていただきたいと思います。

僕がこの修正案を申しましたときに、ただし書きを設けることは、反対に、制限を設けていないほかの条文との関係でアンバランスを生ずることになるということが一番心配していたことなので、その点については文言の追加を行わないことが望ましいと思うのですけれども、一番上の意見表明権の規定についての必要性というところは、僕としてはもう少し配慮してほしいという思いがあります。

僕がこの意見表明権の規定について申しましたときに、H委員やF委員もその立場で主張してくださったと思うので、もう少し配慮をお願いいたします。

座長 その点について、C委員は何かございますか。

C委員 この3段落目、4段落目に書かれていることが私が考えていることです。そもそも子どもの権利の保障が大前提であって、不当な不利益を受けることはないのだということが、当然、前提になっているということ、それから、制限規定を設けていないほかの条文との関係でバランスがどうなのかということがあります。私としては、D委員が言われる意見表明権が最も重要なのだというお考えは非常に理解するし、同感ですけれども、全体的なバランス論から言うと、これがいい落としどころというか、これでおさめるのがいいのかなという感じを持っております。

座長 その意見を聞いて、D委員はどう思いますか。

D委員 私は、座長やC委員と比べてほかの法律に関して無知なので、アンバランスというのがどれだけ重大なデメリットなのかということをもう少しわかりやすく説明いただけないでしょうか。

座長 権利規定というものに関して言いますと、結局、さまざまな権利があり、それぞれの権利に関して解釈上はどの程度強く保障されるのかということについては強弱があるのだというふうに考えられているのです。それでは、強弱があるという場合に、今、意見表明権ということと言いますと、いわゆる精神的自由権の問題になります。その精神的自由権の問題に関しては、日本国憲法もそうですけれども、すべて同じように規定されているわけです。つまり、第19条の思想・良心の自由、第20条の信教の自由、さらに、第21条の表現の自由、第23条の学問の自由といったいわゆる精神的自由権というものが同じように規定されているのです。規定の表面上では、そのあたりについて特に序列はつけていないわけです。序列はつけていないのですけれども、これがすごく大事な人権であるとか、それよりはもうちょっと保障の程度が弱いだろうということを、解釈上、しっかりと決めていっているわけです。

そういうことからすると、ある条文だけに、これについては特に強く、絶対に不利益を受けないというような言葉をつけてしまうと、自由権全体でバランスが崩れてしまうだろうということです。

その点に関して言うと、この子どもの権利条例に関しても、いわゆる精神的自由権に位置づけられるものが幾つも出てくるわけです。そういった幾つも出てくる中で、ある意見表明権だけに関して、これだけは特別ですという意味を持たせてしまいますと、ほかのものはどうなるのかというような問題が出てくるだろうということです。

D委員 今の説明を聞いてそうだなと思いましたので、僕としては、この点で追加を行わないことは望ましいまでは言えなくても、いたし方ないかなということをお願いいたします。

座長 大事であるということは確かなのです。それをしっかりと認識していただくということが大事です。

C委員、何か追加することはありますか。

C委員 特にございません。座長がおっしゃったとおりでございます。

あとは、表現の問題で、D委員がおっしゃったように、文言の追加を行わないことが望ましいと考えられるという表現ではなくしていただくというのはいいのかもしれませんが、望ましいということではなく、文言の追加は……。

ごめんなさい。具体的な表現についてはお任せしますけれども、ここは工夫していただきたいという思いはあります。

座長 その点については工夫させていただきます。

D委員 よろしくをお願いします。

座長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

座長 ないようでしたら、表現上の工夫ということは残りますけれども、これで了承していただいたというふうに判断させていただきます。

それでは、以上で大筋の4点に関する検討は終わることになります。

基本的な4点についてはこれで終わることになるのですけれども、ほかに何かございますでしょうか。

当初の条例案についての修正について、ほかにありますでしょうか。

F委員 おくれて来てしまっって質問するのも申しわけないのですけれども、参考資料の29ページ目についてはもう議論が済んだのでしょうか。

座長 いえ、まず、基本的には今まで話しました4項目について取り上げて話をするのが大事であるということから議論を進めてまいりました。したがって、まだ時間がありますので、それ以外のことについても当然取り上げていくことができます。

F委員 お尋ねしたいのですけれども、当初の条例案に対する検討表の部分について質問させていただきたいところがあります。

それについて書かれていたのが3ページだったので、今お話をした方がいいのか、それとも、また後でそういう機会があるのでしたらそちらだと思います。

座長 今言ってください。

F委員 これは、一度、検討会議の場で私からお話しさせていただいたのですけれども、検討表の30ページ目の一番最後です。

第7章の子どもの権利の保障の部分で、修正案の子どもの権利委員が参加する場面、分野等を付記するというので、これについては検討をしていただきたいということで、一番初めの修正案で私が提案しているのですが、救済制度について話をしてから、もう一度、後で提案というふうに書かれていたので特に議論されていないのです。その確認をいただいて、座長もそうですということだったと思います。

今回、表にまとめられていまして、検討会議での主な意見が書かれていて、この権利委員会自体、意味がないのではないかという表現があるのですが、ここについてはまだ話が

されていないというふうに私は考えていて、会議録も確認させていただきました。この子どもの権利委員会への子どもの参加については話がされていないと思うのですけれども、委員の主な意見というふうにまとめられているので、これは何かの間違いなのか、説明をいただきたいというふうに思います。

座長 この点については、事務局から説明をしてもらいたいと思います。

事務局（子ども未来局伊藤係長） 事務局から説明させていただきます。

第7章の子どもの権利の保障の検証というところで、30ページの表の一番下のご指摘があった部分と、その一つ上のものと、二つが当時の会議の中で提案されまして、一番下の提案については、直接の議論はなかったと思います。

30ページの一番下の右の欄に挙げさせていただいているのは、二つの提案が一たんされた後に、特に下から二つ目の議論から派生して、子どもの参加ということで、意見が言いやすい、意見表明しやすいような運用という話に及んだものですから、関連する事項として一たんそこに挙げさせていただいております。

今、ご議論をいただいても構わないと思います。

F委員 まず、提案されたというご説明があったのですけれども、私は修正案について説明をしていないですし、以前の会議で提案されていないにもかかわらず、提案されたというふうに会議録でまとめられて市民の方に公表されているということで、修正をいただきたいということで、一度、きちんとお話が済んでいると思うのです。

子どもの参加について、そのときも話したのですけれども、私自身の意見はこうですけれども、ほかの委員の意見を聞いてちゃんとお話をしていただきたいということで、そのことも一度ご説明しているのです。

この修正案を提案したのは私ですが、私は提案する機会をいただけていません。上の部分については、提案された方がきちんと説明をされて、議論があったと思いますけれども、少なくとも第36条の子どもの権利委員会の参加については話があったとは考えていないですし、それは会議録でも、私は提案していないので、残っていないと思います。

座長 今、提案もしていないものがここに書かれているのはおかしいのではないかとということも含めて、かなり厳しい批判の気持ちで言っているのではないかとと思いますが、事務局の方はどうですか。

事務局（子ども未来局伊藤係長） 当初、各委員からいただいた修正案を一覧にして、委員の皆さんに資料としてお配りしてございますが、第7章の二つの修正提案については、一括して、提案がありました、となっております。

ただ、その中で、二つ目の修正提案については、具体的に趣旨説明をいただいておりますが、それに対して直接のご議論が及んでいないというのは、おっしゃるとおりかと思っております。

なお、そのときの資料で、一番下に確認と書いてあったものは、別の委員から、救済制度と権利委員会の関係性を別途確認したい、という附帯意見として挙げられたものです。

F委員 これが答申の一部として出されるのであれば、厳しい意見が出されたと座長が

お話しされたのですけれども、先ほど意見表明権の話でも出ていたのですが、やはり、私は委員として意見を出して、それについて専門家の方がいらっしゃるこの場所できちんと話をさせていただきたいという気持ちで修正案を提案しているわけです。私は公募委員として市民の立場でここに出ていますけれども、同じように、意見をきちんと言っていない、議論の機会を与えていただけないというふうに一度言って、そうですねというふうに共通認識をいただいたのに、また同じような扱いで出されているということであれば、このようなやり方は、私は市民としてあっていいのかなというふうに正直な感想として思うのです。

事務局（子ども未来局大古課長） 今、座長と議事録を精査させていただきたいのですけれども、時間をよろしいですか、中断させていただいて。

座長 それでは、今の問題を整理したいと思いますので、その間、休憩をとるという形をとらせていただきたいと思います。

それでは、7時45分まで時間をとらせていただきますので、その間は休憩にいたします。

[ 休 憩 ]

座長 それでは、予定していた時間になりましたので、会議を再開させていただきます。

先ほど、F委員から出された件です。これについての経過を事務局から報告させていただきます。

事務局（子ども未来局伊藤係長） 今、改めて、当時の資料をお配りしております。その7ページ、各委員から出していただいた修正案を、答申書第1次案の30ページに書いてございます。

今お配りした資料は、9月18日、第2回検討会議の中で配布したものです。ただ、実際に、7ページの第7章のところ議論になったのは、11月19日、第5回検討会議の中でございました。

7ページの5番目、第7章の子どもの権利の保障の検証に関する意見について、議事録をかいつまんで申し上げます。

まず、7ページの1の修正案について、「権利委員会の調整に当たり、協力を求められた機関等は理由なく協力を拒否してはいけないという文言を追加するというふうに挙げられております。また、2では、子どもの権利委員会の委員が参加する場面、分野等を付記してはどうかという提案であります。」ということで、座長から説明がございました。

そのときに、「この二つの意見について修正意見を出されました委員の方から補足説明をお願いします。」と座長がいわれ、まず、7ページの1について、修正案の補足説明がございました。1についての補足説明があった後、引き続き、その意見に対して意見交換がなされております。

そして、1に関して意見交換を重ねる中で、委員会の自己発意の話題になりました。そ

のときに、「子どもが、意見が言えるのだろうか。」「自己発意で言える状況になるかどうかというのは心配なところがあります。」という話も関連して出ております。その意見に対し、「そのあたりは、恐らく、委員長が最大限配慮することになってこようかと思えます。子どもさん以外のメンバーの方がそういう点に配慮しながら、15歳ぐらいの子どもがきちんと話せる状況をつくっていくことが大事になってくると思います。」という意見が出されております。

その後、実は全く別の話題に飛んでしましまして、7ページではない、かなり前の方の意見に対する議論に戻ってしまいました。その議論が終わった後に、「以上で条例本体の部分についてはあらかじめ委員の皆さんからいただいた修正意見等について一通り見終わったこととなります。」と座長がまとめられて、「それでは、ほかに何かございますでしょうか。なし。」ということで、7ページまでが一たん終了されたという経緯が、11月19日、第5回検討会議の状況でございます。

また、7ページの一番下、確認と書いてある部分、「第7章の権利委員会については救済制度に深くかかわるので救済制度の中での検討としていただきたいと思えます。」というの、別の委員からの確認の意味合いで出された意見でございまして、これについても7ページの1の議論の中で、そのあたりが触れられております。

11月19日のやりとりは今ご説明したとおりでございますけれども、11月26日、第6回検討会議において、第5回の概要結果報告書の配布を行った際に、F委員から、「具体的に提案という形で話をしていないのに、概要結果報告書に子どもの権利委員会の中で子どもの委員が参加する場面、分野を具体的に示す必要があるのではないかという提案が出された、という表現があるのはおかしいのではないか。」という意見が出されております。このことを踏まえて、概要結果報告書は、その部分については削除しております。

そして、今回の答申案で、30ページの資料をつくった際に、子どもの権利の保障の検証のところについては、先ほども申し上げましたけれども、直接、一番下の意見に対する議論ではございませんけれども、関連する議論がなされたことから掲載させていただいたというのが、これまでの流れでございます。

座長 今、経過について説明があったのですけれども、その点に関して、F委員、どうでしょうか。

F委員 説明があったとおり、この修正案についてきちんと議論がされた内容ではないということと、先ほど、お子さんがどういうふうに参加されるかという話が意見としてあったと説明をされたのですけれども、そのときの流れとしては、行政の方がそういうふうな説明をされたと思うのです。そのときに、委員の方々の議論がされたのではなくて、説明として行政の方が行ったというふうに思います。私は、その文言は、今、会議録が手元にはないのではっきりそうですということは言えませんが、そういうふうに記憶しております。手続的なことは行政の方にとっては非常に大切なお話なのかもしれないのですが、私は、以前も申し上げたとおり、子どもがどういうふうな権利委員会に参加す

るかということ委員の方で議論の交換をしていただきたいということで修正案を提案しているの、今までの経過はご説明していただいたのですけれども、どうでしょうかというふうに言われますと、その説明をいただいたことに対しての意見は今申し上げたとおりです。

座長 いかがでしょうか。

何かありますか。

事務局（子ども未来局伊藤係長） 今の件について、事務局から申し上げます。

子どもの参加について、メンバーの方が意見を言いやすいように配慮しながらつくっていかなければいけないというのは、事務局からではなくて、一連のやりとりの中で、委員の間での議論の内容であった、ということは申し上げさせていただきます。

座長 今、事務局の方がF委員に説明しているようでありますので、ちょっとお待ちください。

では、F委員、経過よりも大事なことがありますね。それは、F委員が出された修正意見に関して、ここでまだ議論されていません。したがって、ここで議論するというにしたいと思うのですけれども、そういうことでよろしいですか。

ということで、ここですぐにこの問題に関して、つまり子どもが子どもの権利委員として参加するというにしたいと思っております。30ページ一番下の部分の修正提案について、ここで議論するにしたいと思っております。

それではまず、F委員からお願いします。

F委員 貴重なお時間をいただいて、ありがとうございます。

第36条の第2項で、子どもの権利委員会の部分で、子どもの権利の保障を検証するため、子どもの権利委員会を置きますというふうになっています。具体的に文言は提案できなかったのですけれども、15歳以上の子どもを含む市民のうちから市長が委嘱しますというふうに書かれていまして、子どもが権利委員会に参加するということがここに書かれているということかと思うのですけれども、私の考えでは、子どもの権利の保障の検証の場面に子どもが専門の委員の方と一緒にいって具体的にケースについてお話をするということがいいのかどうかということ議論いただきたいのです。

救済制度の部分に子どもが実際に参加することは議論されたのですけれども、権利委員会というのは、さらに権利の保障がされているかどうか、具体的な事案がどのように支援されたかを検証する機関なので、無制限にというか、特に場面を制限せずに子どもが専門家の方と一緒に会議の中で意見を言うことが参加されるお子さんにとってもどうなのかなというふうに思いましたので、私は修正案ということで提案させていただきました。

以上です

座長 ありがとうございます。

今、F委員から、修正意見をどういう理由で出したのかということについて話がありました。

そういったことをもとにいたしまして、ここで少し議論していただきたいと思います。  
F委員の意見に対して何かございませんでしょうか。

C委員 当時の議論の記憶を喚起しますと、権利委員会と救済制度の役割の違いについてお話があったときに、権利委員会は子どもの権利の保障に関する施策的なもので、個々の事例に関しての検証というか、事後の追跡調査という性質のものではなくて、もっと広いところで、子どもの状況や子どもにかかわる権利の全般的な広い施策というようなお話を聞きました。たしか、あのとき、そういう違いがあるのかということで皆さんは納得したような記憶があるのです。

そこで、子どもの権利の具体的な侵害事案についての後からの検証ということは、権利委員会の守備範囲外だというふうに理解していたと思うのですが、そういう中でも、F委員は、やはり子どもはかかわるべきではないというお考えでしょうか。

F委員 私は修正の理由で書かせていただいたのですけれども、具体的な救済、相談の事例が含まれてくるかどうかということが第36条からは読むことができないので、先ほど言ったように、子どもが具体的な相談救済の事例について、自分たちがかかわっていない制度の検証をするということは非常に重たいのではないかと。

逆に言うと、例えば子どもの意見を市の建物や地域の活動に反映しましょうという取り組みがされていますが、それがきちんと保障されているかということをお子さんが議論するのはとても大事なことですから、そういう場面ではお子さんが権利委員会に参加されるのはとてもいいことだと思って、第36条の部分でどういう場面に権利委員のお子さんが参加されるかというお話はあった方がいいのではないかと修正案でした。

座長 その場合に、子どもというのは15歳以上という考え方ですね。その15歳以上の子どもが参加する場合に、どういうものに関して参加するかということについて何らかのイメージは持っておられたのでしょうか。

F委員 この中で、私も記憶が確かではないのですけれども、市の施設に関する子どもの意見の第25条、子どもの参加等の促進の第24条、子どもの視点に立った情報発信の第27条のあたりは、子どもの意見の表明がきちんと盛り込まれていますし、子どもが意見を言う場面が設定されていると考えますので、実際にそういう場面で子どもが意見を言う場面が保障されているものに関しては、お子さんが権利委員会で保障の検証をするということは非常に大事だし、望ましいと思います。

座長 その場合、付記するということに、条例そのものの中に付記することが必要でしょうか。それとも、その具体化についてはもっと別の方に、下位法にゆだねるという方法も考えられますね。

F委員 それはどちらがいいかというのは、残念ながら私には判断できる知識はないのですけれども、例えば15人の委員のうちの何人がお子さんになるのかということとはわからないのですが、そうなったときに、子どもがかかっていない救済や相談の具体的なケースについて子どもが検証するということはやはり避けた方がいいということと、先ほど言っ

たように、子どもの意見表明が保障されている場面については、逆にきちんと検証の機関に子どもがかかわった方がいいと思います。

それをどこで定めればいいのかについては、ぜひ皆様の意見をいただきたいというふうに思います。

座長 もうちょっと聞きたいのですけれども、少なくとも、ここでみんなの意見を聞きたいというときに、条例の中に何らかの基準的なものを示さなければならないという意味でおっしゃったのでしょうか。

F委員 当初は、修正案ということなので、条例の中にどういうふうに盛り込んだらいいかということは私の方ではわからなかったもので、条例の中で盛り込めるのか、盛り込むとしたらどういうふうにしたらいいのか、そういうことも専門的な意見を伺いたいということでお書きしました。

座長 そのあたりのことについて、G委員は何かありますでしょうか。

G委員 私の言える範囲ですと、後から配られた資料にも書かれているのですが、相談、救済等の事例が含まれてくるならばという条件ですね。だから、権利委員会がこういう具体的な例を本当に扱うかどうかということがまず一つあります。そこはあいまいなままだと、この議論は結論を出せなくなってしまうと思いました。

それから、座長のお話で言うと、第36条の第6項目に、前項目に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、市長が定めるとありますから、条文に含めなくても、ここに含めることは可能なだろうと、つまり、市長にそういうことをちゃんとやってくれというふうに盛り込むことは可能なのかなと思います。

今、話を伺っていて、その二つを感じました。

座長 ありがとうございます。

今のようなG委員の考え方でよろしいのではないかと思いますけれども、C委員はどうですか。

C委員 よろしいと思います。

座長 ということで、F委員、よろしいでしょうか。

F委員 委員会には具体的な事例を含まないということと、それに関しては運営に関する事項で決めるということでもいいということでしょうか。

座長 はい。

F委員 わかりました。ありがとうございます。

座長 F委員の修正意見でありますけれども、第36条の問題に関して、子どもの参加については、特に第36条第6項が大事になってくるかと思いますが、この中で具体的に実施要領、あるいは運営等につきましてはきちんと市長が定めるように求めるということではよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

座長 それでは、この点についてはこの辺で終わりたいと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

座長 ないようでしたら、条例本体の問題についてはこの辺で終わることにさせていただきたいと思います。

そうしますと、次の問題に入っていくということになるかと思うのですが、次は救済制度の問題ということになります。この救済制度の問題に関しては、次回にまとめてしっかりお話をした方がよろしいだろうと思いますので、議題という点で言いますと、きょうは本体の部分に限りて議論をしていただいたということで終わりにしたいと思います。

それでは、最後になりますけれども、事務局から連絡事項等をお願いしたいと思います。

事務局(子ども未来局大古課長) それでは、次回以降の検討会議の予定を確認させていただきたいと思います。

まず、次回の第11回検討会議につきましては来週25日金曜日です。それから、第12回検討会議につきましては再来週の31日木曜日に開催したいと思います。時間はいずれも18時半から、場所は本日と同じS T V北2条ビルでございます。

それから、先ほど来、座長からお話しいただいておりますように、答申案の残りの箇所の救済制度の部分についてのご意見につきましては、お忙しいところを大変恐縮でございますけれども、取りまとめの関係がございますので、来週22日火曜日までに事務局の方へお寄せいただきたいと思います。その場合に、会議を円滑に進めるために、どこの部分の趣旨が不足している、あるいは、どこをどういうふうに変更すべきかということを具体的な形でファクスや電子メールの文字媒体でお送りいただければと思います。ご協力のほどをお願いしたいと思います。

それから、B委員がおっしゃいました訂正の部分ですけれども、権利行使に伴う制限について、個々の調整の結果云々のところの表現も具体的にアドバイスをいただければ非常にありがたいので、よろしくをお願いしたいと思います。

なお、31日の検討会議で答申書が確定されましたら、この検討会議の最後の儀式として、市長に答申書をお渡ししていただく手交式を行いたいと思っております。

今のところ、2月1日金曜日ですけれども、3時から20分程度、市役所本庁舎10階の市長会議室で予定しております。手交式そのものは、検討会議の位置づけではなく、任意参加であります。平日の日中でなかなかご参加は難しいところですが、今のところ、座長にはおいでいただく予定になっております。

ここでご確認させていただきたいと思いますが、今の時点で結構ですので、皆様の中でこの手交式にご参加できるという方がいらっしゃいましたら挙手をしていただけますか。

もう一度、時間を申し上げます。2月1日金曜日、午後3時から20分程度です。

(挙手する者あり)

わかりました。

基本的には座長が代表してお渡しいただくような形式でございますので、ぜひ、お時間が許す方がいらっしゃいましたらお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。

### 3. 閉 会

座長 それでは、きょうはこれで検討会議を終了させていただきます。

かなり寒くなっております。帰りの道は滑りやすいかと思っておりますので、滑って骨折などをしないように気をつけてお帰りください。

それでは、終わりいたします。

以 上